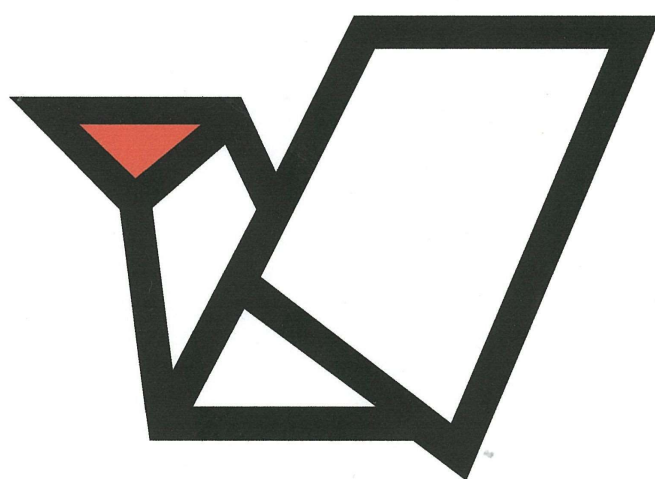


平成23年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



平成23年8月29日

平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

平成23年8月29日(月曜日)

○議事日程・場所

平成23年8月29日 午後2時 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

日程第 1. 臨時議長の選出

日程第 2. 広域連合長あいさつ

日程第 3. 仮議席の指定

日程第 4. 選挙第2号 議長の選挙

日程第 5. 選挙第3号 副議長の選挙

日程第 6. 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 7. 議席の指定

日程第 8. 会議録署名議員の指名

日程第 9. 会期の決定

日程第 10. 諸般の報告

日程第 11. 一般質問

日程第 12. 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 13. 議案第5号 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14. 認定第1号 平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 15. 認定第2号 平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16. 同意第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

○本日の付議事件

日程第1～16 議事日程に同じ

日程第17(追加) 陳情第3号 保険料及び窓口一部負担減免制度の拡充を求める陳情書

日程第18(追加) 閉会中継続審査

○出席議員(20人)

1 番	佐藤 祐文	1 1 番	伊関 功滋
2 番	横山 正人	1 2 番	中村 昌治
3 番	菅野 義矩	1 3 番	岡本 勇
4 番	中尾 智一	1 4 番	松原 敬司
5 番	仁田 昌寿	1 5 番	国島 正富
6 番	大岩 真善和	1 6 番	大川 憲司
7 番	古谷 靖彦	1 7 番	長谷川 光
8 番	井口 真美	1 8 番	増田 淳一郎
9 番	織田 勝久	1 9 番	奥津 勝子
10 番	後藤 晶一	20 番	利根川 茂

○説明のため出席した者

広域連合長	阿 部 孝 夫
副広域連合長	山 口 昇 士
副広域連合長	吉 田 英 男
事務局長	笹 野 康 裕
会計管理者兼	
会計課長	前 田 章 夫
業務課長	深 澤 公 喜
総務課担当課長	加 藤 隆 生

○職務のため出席した者

書記長	佐 藤 和 男	書記	成 田 花 織
書記	近 藤 健 志	書記	深 井 透 明
書記	菊 川 隆 志	書記	森 川 真 輔
書記	佐 藤 修 一	書記	大 谷 駿 介

【臨時議長の選出】

○事務局長（笹野 康裕君）

（自席にて）

皆様こんにちは。事務局長の笹野でございます。

定刻より若干早い時間ではございますけれども、皆様お集まりでございますので、日程第 1、「臨時議長の選出」に入らせていただきます。

本日は、本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長議員に臨時議長の職務を行っていただくことになっております。

本日の出席議員中、岡本勇議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは 岡本勇議員、議長席へ、ご着席願います。

よろしくお願いいたします。

（臨時議長 議長席 着席）

○臨時議長（岡本 勇君）

皆様、こんにちは。

ただいまご紹介をいただきました、岡本でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

失礼ではございますが、着席して進行をさせていただきます。

ただいま出席議員は、20 人でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 23 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

【広域連合長あいさつ】

○臨時議長（岡本 勇君）

日程第 2、「広域連合長のあいさつ」を行います。

広域連合長から、発言を求められておりますので許可いたします。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

皆さん、こんにちは。広域連合長の阿部でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましては大変お

忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、近年の急速な少子高齢化や医療技術の高度化等に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変化し、高齢者を中心として、医療費の増加が続いているところでございます。このような状況の中、将来にわたり、安定した医療保険制度を維持していくため創設された、後期高齢者医療制度も、この4月に4年目を迎えました。

現在、国におきましては、後期高齢者医療制度の廃止を前提に、新たな医療保険制度を創設すべく検討が進められておりますが、新制度の発足までには、なお時間を要するものと思われます。

私ども広域連合と致しましても、現行制度の運営経験を踏まえ、高齢者の方々が安心して医療サービスの提供を受けられる新制度の構築に向けて、引き続き国に対し、意見や要望を提出していきたいと考えております。

さて、本日の定例会におきましては、人事案件のほか、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、また、平成22年度決算の認定議案などを上程させていただいておりますが、何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（岡本 勇君）

ありがとうございます。これより会議に入ります。

日程第3、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定をいたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（岡本 勇君）

次に、日程第4、選挙第2号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決定をいたしました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定をいたします。

それでは、指名いたします。本広域連合議会議長に、佐藤祐文議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま、臨時議長が指名いたしました、佐藤祐文議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、佐藤祐文議員が、議長に当選されました。

佐藤祐文議員が、議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました 佐藤祐文議員のごあいさつをお願いいたします。

佐藤祐文議長。

（議長 登壇）

○議長（佐藤 祐文君）

ただいま、ご推挙いただきました、佐藤祐文でございます。もとより微力ではございますけれども、皆様方のご協力とご指導を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう努力してまいりたいと思います。

どうぞ、広域連合長をはじめ議員の皆様方のご指導とご協力を心よりお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（岡本 勇君）

ありがとうございます。以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

（臨時議長 議長席 退席）

（議長 議長席へ移動）

【議事日程と関係職員の出席】

○議長（佐藤 祐文君）

それでは、会議を続けます。

本日の議事日程につきましては、定例会資料の３ページの議事日程表（案）のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第１２１条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

【副議長の選挙】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第５、選挙第３号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、議長による指名推選に

したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、議長において指名推選することと決定をいたしました。

それでは、指名をいたします。

本広域連合議会の副議長に 奥津勝子議員を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま指名いたしました 奥津勝子議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、奥津勝子議員が、副議長に当選されました。

奥津勝子議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました 奥津勝子議員から、ごあいさつをお願いいたします。

奥津勝子副議長。

（副議長 登壇）

○副議長（奥津 勝子君）

ただいま、ご指名いただきました 奥津勝子でございます。

副議長の要職につきましたことは、本当に光栄に感じますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

人格そしてまた、識見ともに卓越した佐藤祐文議長の補佐役といたしまして、しっかりと議会を運営していきたい、そのように思っている次第でございます。どうぞ皆様もご支援、ご鞭撻のほどを、よろしくお願いを申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（佐藤 祐文君）

奥津副議長、ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第6、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 運営委員会委員の選任について」を議題とします。

本件は、議会委員会条例第5条の規定により、私から指名をいたします。

お諮りをいたします。

本日、配布いたしました議場配付資料①の名簿のとおり、8人の議員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 8 人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会を開催し、正副委員長の選任等を行うため、暫時休憩といたします。

(午後 2 時 10 分 休憩)

(午後 2 時 27 分 開議)

【正副委員長の互選の報告】

○議長（佐藤 祐文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記（佐藤 和男君）

(自席にて)

ご報告いたします。

議会運営委員会委員長 中村昌治議員

副委員長 岡本勇議員

以上でございます。

○議長（佐藤 祐文君）

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第 7、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、定例会資料 7 ページにございます議席表のとおり、私から指定をいたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第 8、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、10 番、後藤晶一議員、及び 11 番、伊関功滋議員を指名いたします。

【会期の決定】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第 9、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は１日と決定いたします。

【諸般の報告】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第１０、「諸般の報告」を行います。

議場配布資料②の３ページ「例月現金出納検査の結果について」のとおり平成２３年１月分から、平成２３年６月分までの例月現金出納検査が実施をされ、その結果について、監査委員から議長あて報告がありました。お手元に配布してあります資料の通りでありますので、私からご報告させていただきます。

次に「神奈川県後期高齢者医療広域連合第２次広域計画について」事務局長の報告を求めます。

笹野事務局長。

○事務局長（笹野 康裕君）

それでは、「神奈川県後期高齢者医療広域連合第２次広域計画」についてご報告いたします。

席上に配布してございます、議場配布資料②の１１ページをご覧ください。

広域計画とは、広域連合と市町村が事務処理をする際の目標であり、地方自治法第２９１条の７の規定に基づき策定が必要な計画で、計画の策定などに当たっては、広域連合議会での議決が必要とされるものでございます。

この度、平成１９年度から平成２３年度までを計画期間とする、現広域計画の期間が満了することから、平成２４年度から平成２７年度までを計画期間とする第２次広域計画を策定いたします。

策定に当たりましては、各市町村への意見照会、県民等の意見を反映させるためパブリック・コメントを実施した上で、第２次広域計画案として確定し、平成２４年第１回定例会に議案として上程する予定でございます。

計画の内容につきましては、資料に記載の項目を骨子として策定する予定でございます。

また、今後のスケジュールにつきましては、資料に記載されているとおり予定しております。

本件につきましては、今回の広域連合議会審議事項ではございませんが、広域連合運営上、重要な事項であることから、議会にご報告させていただきます。報告は以上でございます。

○議長（佐藤 祐文君）

ありがとうございました。以上で「諸般の報告」を終了いたします。

【一般質問】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第１１、「一般質問」を行います。

一般質問は、本日配布いたしました議場配布資料②の１３ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

古谷靖彦議員の発言を許します。

古谷靖彦議員。

(古谷議員 登壇)

○7番議員（古谷 靖彦君）

横浜市の古谷靖彦です。発言の機会をいただき、大変ありがとうございます。通告に従って阿部広域連合長にご質問いたします。まず、厚生労働省が所管します高齢者医療制度改革会議が答申しました最終取りまとめに基づく「新たな医療制度に関する基本資料」についてお聞きします。

この基本資料によりますと、2年後の2013年度からは、新制度に移行する前提で各種見通しが出されています。しかし、今の国会の状況、大変混沌としていて、いつ法案が出て、いつ国会を通るのかは、なかなか見通しがつかない状況だと思います。そんな中、いまだ来年度の予算の策定に向けて国からどう聞いているのか、お聞きします。今まで、保険料算定など、2年単位で行われていたものが、来年度は、単年度の計算でいくのか、あるいは従来通り2年通りで計算していくのか、お尋ねいたします。

更に、この基本資料によりますと、新制度に移行しても保険料は上がると予測されています。結局、今の仕組みを引きずったままでは、国からの国庫負担を増やさない限り、際限なく保険料は上がり続けるのではないのでしょうか。連合長に見解を伺います。

また、この事で、自己防衛的に受診抑制が起きるとは思いませんか。見解を伺います。

続いて、新たな制度改革の基本的な方向という中で、現行の後期高齢者医療制度の2つの利点は維持すると書かれています。その一つは、「公費と現役世代、高齢者の負担割合が明確化」することだとしています。

これは、長い間、社会に貢献された高齢者の医療費負担を軽減するための仕組みを「負担割合が不明確」だとして切り捨てる、世界でも類を見ない、年齢による医療を差別する仕組みを残したものと言えないでしょうか。連合長の見解を伺います。

更に、割合はともかく、高齢者が負担し、その総体の財政から医療が給付されるというのは、明確に負担と給付が直結しているものであり、負担を抑えれば給付が減り、給付を増やせば負担も増えるということに繋がります。更に、その給付の中には、健診事業も入っており、健康診断受診率を増やせば保険料に跳ね返ってきます。こういう今の制度は、とても持続可能とは思えませんが、この点についても連合長の見解を伺います。

もう一つ、現行制度の中で利点だとされている都道府県単位での財政運営について、単にスケールを大きくするだけでは安定化に繋がらないことは、大規模保険者である横浜市の国保会計の厳しさからみても明らかであります。その上で、広域化することで、本当に財政運営が安定するとお考えでしょうか。連合長の見解を伺います。

全国的に、地方自治体の国保財政が破綻した原因は、国保会計に占める国庫負担金の割合、これが 1984 年当時には 50%あったものが 2007 年には 25%にまで削減されたためだと考えます。この公費の考え方について、基本資料の中では、明快な記述がありません。

新たな制度での公費のあり方について、連合長の考え方をお伺いします。

続いて、現行の後期高齢者医療制度における資格証明書の発行についてお聞きします。

厚生労働省のホームページを開くと、「後期高齢者医療制度についてご説明します」と題したページの中に、「資格証明書は原則交付しないことを基本」とはっきり書かれてあります。そこで阿部連合長に伺います。来年の 2012 年度は、制度が始まってすぐに交付された有効期限 4 年の保険証を受け取られた方々が、ちょうど更新時期にあたります。あらためて、75 歳以上の方から、事実上保険証を取り上げ受療権を奪ってしまうような資格証明書の交付は、来年度以降もしないことを断言していただけますでしょうか。明快な答弁をお願いいたします。

また、来年度に交付される保険証については、有効期限はいつまでのものが交付されるのでしょうか。お尋ねします。

続いて、後期高齢者医療制度の健診事業について、伺います。2010 年の健診実施率は 22.77%と、前年度に比べて極めて微増にとどまりました。この健診の水準について、見解を伺います。

2011 年 2 月 7 日付けで、厚生労働省から都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長あてに「健康診査受診率向上計画の策定について」といった通達が出され、それに基づいて 2011 年度の健康診査受診率向上計画が各県の事務局長名で厚生労働省に提出されました。その受診率の目標は、我が県は 22.78%と極めて低い目標が出されています。更に、その目標達成に向けた具体的な取り組みが、それには書かれているわけですが、その中身は、ほとんど厚生労働省が通達に書かれている例示そのまま引き写したようなもので、とても真剣に検討したものとは言い難いものであります。健診受診率の向上に向けて、市町村まかせにせず、目標値を持って推進すべきだと思います。あらためて健診受診率を向上させるために、どういう施策を打っていくのかお尋ねします。

また、現在でも各市町村が国保事業などで行なっている、多彩な保健事業を 75 歳を過ぎてからも継続できるようにするべきだと思いますが、見解を伺います。

日本医療政策機構が 2010 年 1 月に実施した世論調査によりますと、後期高齢者医療制度の保険料の仕組みについて「高齢者の保険が上がる仕組み」については、90%以上の方が問題だと考えている、こういう世論調査が出ています。

こういう国民の実態に対して、「新たな制度に関する基本資料」で示されているのは、結局、評判の悪い現行の後期高齢者医療制度の看板の架け替えに過ぎないものと感じざるを得ません。

元々、健康保健制度は、高齢者が現役世代と同じ医療保険に加入したまま、高齢者の窓口負担を軽減する財政調整をする仕組みでした。ここには、給付を制限するような仕組み、あるいは、年齢によって医療を差別するような仕組みはありません。

私は、直ちに後期高齢者医療制度は廃止して、元の老人医療保健制度に戻すこと、そしてそ

の際には、国庫負担を増やすなど、保険料負担増が生じないような措置を講ずること、医療費窓口の負担の軽減などを図ることを考えます。その上で、新たな持続可能な高齢者医療制度における国民的な議論を行うべきだと考えますが、こういった考えを国に是非要望していただきたいと思いますが、連合長の考えをお尋ねして一般質問を終えます。

○議長（佐藤 祐文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

阿部広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

それでは、ただいまの古谷議員の質問にお答えをいたします。

はじめに、新制度への移行の見通しについてですが、現時点では、国から明確には示されておきませんので、引き続き、国の動向を注視してまいります。

次に、保険料算定についてであります。厚生労働省からの事務連絡において、2か年分の保険料率を算定する必要がある旨が示されております。

次に、新制度の保険料についてですが、現行の後期高齢者医療制度では、医療給付費のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄うことになっております。

新制度の保険料については、基本的に現行制度を踏襲するものとされておりますので、医療費の動向により推移して行くものと考えております。

次に、保険料と受診抑制についてですが、保険料の上昇と受診抑制との関係性を特定することは、困難と考えております。

次に、公費・高齢者・現役世代の負担割合の明確化についてですが、少子高齢化が進む中で、増大し続ける高齢者の医療費を、国民全体でどのように支えあうのかを議論した上で、現行制度では、かつての老人保健制度の問題点とされていた高齢者と現役世代の負担の明確化が図られたものと認識しております。この点については、新制度でも維持されるべきものと考えております。

次に、健康診査事業のあり方についてですが、現行制度における健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の早期発見による重症化予防を目的としております。この目的を達成するために、一定程度の保険料での負担をお願いして、事業を実施すべきものと考えております。

次に、市町村国保の広域化における財政の安定化や公費のあり方についてですが、新たな医療保険制度の制度設計については、国民皆保険制度を維持する観点から、国が責任をもって行うべきものと考えております。

次に、資格証明書の交付についてですが、国では、十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合、かつ、必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限り、資格証明書を交付することができるとしております。

今後とも、国の通知に沿った厳格な運用を図ってまいります。

次に、来年度に交付する保険証の有効期限についてですが、新制度に係る国の動向を注視し

つつ、検討を進めているところでございます。

次に、健康診査事業の実施状況に対する評価についてですが、平成 22 年度の全国集計は公表されておりませんが、平成 21 年度までの状況をみますと、本県の受診率は、全国的に見て平均的な数値であると考えております。

次に、健康診査受診率向上の取組についてですが、全市町村に対して、広報紙やホームページによる周知をお願いしております。

また、地域の実情に応じた取組として、実施期間の延長や、がん検診等との同時実施などの推奨事例を紹介して、受診率向上に向けて取り組むよう要請しているところでございます。

今後も、各市町村と連携を図りながら、受診率の向上に努めてまいります。

次に、各市町村での保健事業の取り組みについてですが、本県における後期高齢者医療制度の健康診査事業では、各市町村が実施主体となっておりますので、国保の特定健診などと継続性をもって事業を実施できるものと認識しております。

最後に、後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すことについてであります。老人保健制度は、高齢者の医療費に対する高齢者と現役世代の負担関係が不明確といった問題点があると考えております。

従いまして、老人保健制度に戻すよう国に求める考えはございません。

なお、新制度については、慎重に議論することは必要と考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 祐文君）

以上で、一般質問は終了いたしました。

【専決処分の報告（神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正）】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第 12、承認第 1 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（笹野事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

承認第 1 号「専決処分の報告及び承認を求めることについて 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてご説明申し上げます。

定例会資料の 11 ページをご覧ください。

本件につきましては、東日本大震災により被災した被保険者の保険料減免の手続き等を円滑に行うため、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことから、地

方自治法第２９２条において準用する同法第１７９条第１項の規定に基づき、１２ページの専決処分書のとおり広域連合長において平成２３年６月２１日に専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により、議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。

次に条例改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。１３ページをご覧ください。本県の後期高齢者医療保険料の減免を規定している条例第１６条の規定にかかわらず、減免をすることができるように、条例附則に「東日本大震災に係る保険料減免の特例」を加えるため、条例の一部を改正したものでございます。

ご説明は、以上でございます。

当該専決処分について、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 祐文君）

承認第１号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。本件を承認することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は承認をされました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第１３、議案第５号「神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（笹野事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

議案第５号「神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご説明申し上げます。

定例会資料の１５ページをご覧ください。

本件につきましては、広域連合運営協議会において、広域連合長及び副広域連合長に対する報酬を支給しないとする決議がなされたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正の概要につきまして、ご説明申し上げますので、定例会資料１７ページをご覧ください。

はじめに、本文上から４行目をご覧ください。第３条で、報酬の支給方法について定めておりますが、非常勤特別職の報酬の支給方法が「日額」のみになることから、「年額」の報酬の支給方法について定めた規定について削除するものでございます。

次に本文上から１１行目をご覧ください。

こちらは、広域連合長及び副広域連合長に対する報酬を支給しないこととするため、別表で広域連合長及び副広域連合長の報酬額について、支給しないこととするものでございます。

次に本文下から6行目をご覧ください。施行日ですが、この条例は、平成23年10月1日から施行いたします。

最後に本文下から4行目をご覧ください。附則第2項を設け、平成25年度において後期高齢者医療制度の実施の状況を勘案し、別表について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることとするものでございます。

ご説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 祐文君）

議案第5号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第14、認定第1号「平成22年度 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（笹野事務局長 登壇）

○ 事務局長（笹野 康裕君）

認定第1号「平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」について、ご説明いたします。

定例会資料の19ページをご覧ください。本件につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、109ページのとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

決算の内容につきましてご説明申し上げますので、24ページ、25ページをご覧ください。

平成22年度決算総括表でございますが、一般会計につきましては、予算現額、21億7,085万5,000円に対しまして、収入済額は、21億7,067万5,820円、支出済額は、19億7,034万

5,062 円で、差引残額は、2 億 33 万 758 円でございます。翌年度繰越財源はございませんので、翌年度繰越額は、2 億 33 万 758 円でございます。

次に、主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。28 ページ、29 ページをご覧ください。

1 款、1 項、負担金の収入済額は、16 億 2,330 万 8,506 円で、これは県内 33 市町村からの事務費負担金でございます。

2 款、1 項、繰越金の収入済額は、3 億 6,089 万 8,494 円で、これは平成 21 年度からの繰越金でございます。

3 款、1 項、預金利子の収入済額は、20 万 7,373 円で、これは事務費負担金を預けている普通預金利子でございます。

3 款、2 項、雑入の収入済額は、3 万 8,880 円で、これは被保険者等からの診療報酬明細書の情報開示請求に伴うコピー代等でございます。

4 款、1 項、国庫補助金の収入済額は、1 億 8,458 万 5,567 円でございます。

5 款、1 項、基金繰入金の収入済額は、163 万 7,000 円で、これは後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰り入れでございます。

次に、歳出でございますが、30 ページ、31 ページをご覧ください。

1 款、1 項、議会費の支出済額は 84 万 6,342 円で、その主なものは、議員報酬と議会開催に伴う会場借上げ料となっております。

2 款、1 項、総務管理費の支出済額は、19 億 6,431 万 8,584 円で、主なものは、電算システムの維持管理等の電算システム関係費、構成市町村からの派遣職員給与に相当する広域連合事業費負担金、レセプトの管理、点検等の医療費適正化に関する経費である医療費適正化事業費でございます。

2 款、2 項、選挙費の支出済額は、3 万 1,080 円

2 款、3 項、監査委員費の支出済額は、26 万 1,056 円

3 款、1 項、予備費については、執行はございませんでした。

4 款、1 項、社会福祉費は、488 万 8,000 円で、特別会計繰出金でございます。

以上、概要をご説明申し上げましたが、85 ページに提出しております「主要施策の成果説明書」のとおり、成果を上げることができたものと考えております。

なお、109 ページから 121 ページにございます、監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、より一層の事務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 祐文君）

認定第 1 号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について採決いたします。

お諮りいたします。本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成 22 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第 15、認定第 2 号「平成 22 年度 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

笹野事務局長。

（笹野事務局長 登壇）

○事務局長（笹野 康裕君）

認定第 2 号「平成 22 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」について、ご説明いたします。

定例会資料の 21 ページをご覧ください。本件につきましては、地方自治法第 292 条において準用する、同法第 233 条第 1 項の規定に基づき調製し、同条第 2 項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、109 ページのとおり審査意見書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

決算の内容についてご説明申し上げますので、24 ページ、25 ページをご覧ください。

平成 22 年度決算総括表でございますが、後期高齢者医療特別会計は、予算現額 6,085 億 8,625 万 2,000 円に対しまして、収入済額は、6,088 億 2,831 万 2,519 円、支出済額は、6,067 億 8,307 万 6,356 円で、差引残額は、20 億 4,523 万 6,163 円でございます。翌年度繰越財源はございませんので、翌年度繰越額は、20 億 4,523 万 6,163 円でございます。

次に、決算の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。34 ページ、35 ページをご覧ください。主なものとしまして、1 款 1 項、市町村負担金は、収入済額 1,174 億 3,205 万 9,642 円で、これは、県内 33 市町村の保険料等負担金や、療養給付費負担金でございます。

2 款 1 項、国庫負担金は、収入済額 1,320 億 4,773 万 6,037 円で、これは、療養給付費等の負担金でございます。

2 款 2 項、国庫補助金は、収入済額 305 億 8,725 万 7,091 円で、財政調整交付金と制度運営に係る事業費補助金でございます。補助金の内容は、健康診査事業にかかる補助金や、保険料軽減にかかる交付金などでございます。

3 款 1 項、県負担金は、収入済額 463 億 7,386 万 2,000 円で、これは、療養給付費等の負担金でございます。

4 款 1 項、支払基金交付金は、収入済額 2,596 億 2,257 万 6,000 円で、これは、社会保険診療報酬支払基金が国民健康保険や被用者保険などの保険者から徴収する現役世代からの支援金でございます。

7 款 1 項、基金繰入金は、収入済額 68 億 2,312 万 8,786 円で、これは、保険料軽減にかかる財源として、国からの交付金を積み立てている「臨時特例基金」と、2 ヶ年の安定的な財政運営に向け設置しております「療養給付費等支払準備基金」から繰り入れたものでございます。

8 款 1 項、繰越金は、収入済額 154 億 8,968 万 8,916 円で、これは、平成 21 年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。36 ページ、37 ページをご覧ください。

主なものとしまして、1 款 1 項、保険給付費は、支出済額 5,861 億 2,219 万 7,892 円でございます。

なお、このうち、療養給付費等が大半を占めており、その支出済額は、5,821 億 9,565 万 5,900 円でございます。この他、審査支払手数料、葬祭費がここに含まれております。

2 款 1 項、県財政安定化基金拠出金は、支出済額 5 億 3,150 万円で、これは、広域連合の安定的な財政運営を確保するため、県に設置された基金への拠出金でございます。

4 款 1 項、健康保持増進事業費は、支出済額 15 億 5,125 万 9,603 円で、これは、市町村が行う健康診査事業に対して交付する補助金でございます。

5 款 1 項、基金積立金は、支出済額 63 億 8,398 万 2,486 円で、これは臨時特例基金及び療養給付費等支払準備基金に積み立てたものでございます。

7 款 1 項、償還金及び還付加算金は、支出済額 121 億 742 万 6,757 円でございます。このうち、119 億 2,774 万 9,232 円は、国などから超過交付された交付金等を返還するための償還金でございます。この他、保険料還付金がここに含まれております。

以上の結果、歳入歳出差引残額は、20 億 4,523 万 6,163 円となっております。このうち、国などから超過交付された補助金等を返還する金額を除いたものを、財政運営期間 2 年目である平成 23 年度の財源といたします。

以上、概要をご説明申し上げましたが、85 ページに提出しております「主要施策の成果説明書」のとおり、成果を上げることができたものと考えております。

なお、109 ページから 121 ページにございます、監査委員の審査意見書につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 祐文君）

これより質疑に入ります。

認定第 2 号について、井口真美議員から通告がありましたので、発言を許します。

井口真美議員。

（ 井口議員 登壇 ）

○8 番議員（井口 真美君）

川崎市の井口真美でございます。通告に従い、阿部広域連合長にご質問いたします。

後期高齢者医療制度は 2008 年 4 月から始まり、2 年ごとに保険料を改定していくとして、2010 年度は、改定された保険料で執行する初年度でございます。

元々この制度は、医療給付が増えれば、保険料はどんどん上がるという大変ひどい制度で、2010 年度、11 年度の保険料の改定に際しては、さすがの厚生労働省も可能な限り保険料の増加を抑制することが必要と言わざるを得ませんでした。

そこで神奈川県では、2009 年度までに発生した剰余金を保険料算定にかかる収入として計上し、わずかですが保険料を下げることができ、2010 年度の予算を執行いたしました。

この剰余金は、保険料算定時には 98 億円あると想定していましたが、68 億円しかないことは、昨年 2010 年の決算議会で既に明らかになっております。

更に、2010 年度は、収入に対する支出の割合は 99.6%、繰越金は 20 億円です。保険給付費は予算に対して 99.8%の執行率であり、80 万人の被保険者の数%があと 1 回多く給付を受けただけで、赤字になっていたかもしれない状況でした。

その結果、2011 年度に、いわゆる剰余金として活用できるのは、支払準備基金の 34 億 8000 万円と、繰越金の 20 億円のうち国庫返還金を除いた分となります。被保険者数も保険給付費も増えると予測している中、資金不足にはならないのか伺います。また、万一そうなった場合の対応について伺います。

2010・2011 年度の保険料は、全国で東京都に次いで高い額です。にもかかわらず、今のままでは、2011 年度末には、翌年に回す剰余金はほとんど期待できず、このまま何の対策も打たなければ、次回改定後の保険料は、大変な値上げになります。財政状況を好転させ、保険料の値上げを抑えるには、受診抑制につながらないようにしながら、保険給付費を抑える以外ありません。そのために、東京都では、東京都広域連合独自の施策として、東京都の市町村への一部補助もあり、審査手数料など 4 項目を区市町村負担にし、更に葬祭費についても、事業は広域連合としながら、負担は区市町村にお願いするということを行っています。神奈川としても、県や市町村の理解を得て、こうした施策を行うべきと思いますが、連合長の見解を伺います。

また、国に対し、調整交付金を全国平均並みに交付するよう求めるべきです。「所得水準の保険者」に対して行っている上乗せは別枠で保障すべきであり、いわゆる「所得水準の高い保険者」の調整交付金を減額しないよう、強く国に求めることについて、見解を伺います。更に財政安定化基金の活用を求めることについても伺います。

療養給付費についてです。1 人当たりの給付日数が 50.2 日と、2009 年度の 50.8 日から、また減っています。この原因についてどう分析されているか伺います。

制度施行前の老人保健制度の時は、57.2 日でした。一方、1 人当たりの医療費は着実に増えています。これは、病院に行く人数が減り、より重症化していることの表れではないでしょうか。受診抑制が起きているのではないかと強く危惧していますが、連合長の見解を伺います。

被保険者の負担軽減についてです。2010 年度の保険料滞納者は、2011 年 5 月時点で、14,086 人、滞納額は 6 億 1,046 万円でした。被保険者の所得階層別人数で見ると、全体の 55.98%が「所得なし」であり、200 万円以下を合計すると 86%余となります。被保険者は圧倒的に低所得であり、法定減免をしても、こんなに高すぎる保険料を払いきれない人が存在するということです。法律上は、保険料を滞納すると、その先には短期保険証、資格証というペナルティが待っています。そうなる前に救済措置が必要です。どんな措置にしたらいいのか考えるために、まず実態を掴むことが大前提ではないでしょうか。滞納者の所得状況を市町村任せにせず、調査するべきと思いますが、伺います。

医療額の窓口一部負担金の減免制度は、2010 年度は、全県でたった 3 人しか申請がなく、適用されたのはわずか 1 人です。これは、そもそも制度があまりにも知られていないからではないでしょうか。要綱では、災害によって住宅などに損害があった場合や、失業や病気などで著しく収入が減ったときには、窓口一部負担金の減免を受けることができますとなっていますが、広域連合のホームページやガイドブックでは「災害により、財産について著しい損害を受けたことなどで、病院の窓口で一部負担金を支払うことができないときは」減免などを受けることができますと書かれています。まるでこれでは災害以外の理由は対象ではないという書き方です。これを改め、広く周知するべきと思いますが、伺います。

また、この窓口一部負担金の減免制度は、著しく収入が減ったときは対象になるものの、恒常的に低所得の方たちは対象になりません。高い保険料は天引きされて払っていても、実際にお金がなければ病院に行けず、これが受診抑制を引き起こす大きな要因となっているのではないのでしょうか。受診抑制は重症化の引き金です。減免制度の対象を広げ、安心して病院にかかるようにするべきと思いますが伺います。

後期高齢者医療制度は、民主党の公約により廃止になるはずのものでした。国民はそれを未だに強く願っています。しかし、公約はどんどん後退し、ついに年齢で保険を分けるという世界に例を見ない差別的な制度は温存され、仕組みとして、高齢者が増えれば増えるほど保険料は上がっていくというやり方は、これからも続くことになるようです。

戦後の日本の復興を支え、本当に苦しい時代から、今の日本の繁栄を作ってきた世代の方々に、これ以上耐えがたい苦しみを押し付ける制度を一刻も早く廃止し、元の老人保健制度に戻すべきと、国に要望すべきです。阿部連合長の見解を伺い私の質問を終わります。

○議長（佐藤 祐文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

阿部広域連合長。

（阿部広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

ただいまの井口議員の質問にお答えします。

はじめに、平成 23 年度の資金不足の可能性についてでございますが、後期高齢者医療制度は、2 年間で 1 つの財政運営期間として保険料を算定しており、保険料算定作業において、平

成 22 年度及び平成 23 年度の被保険者数や療養給付費の伸びを見込んでおります。平成 22 年度は、ほぼ見込みどおり推移し、平成 23 年度予算も、保険料算定時の見込みを基本として編成できましたので、資金不足になる可能性は少ないと考えております。

次に、資金不足の際の対応についてですが、国、県等との協議の上、県の財政安定化基金を優先的に活用するなど、状況に応じて対応を図ってまいります。

次に、保険料の値上げを抑制する独自の施策についてですが、後期高齢者医療制度を運営していくための財政の仕組みにつきましては、国が定める基準に沿っております。

従いまして、法定の負担に加え、県及び市町村へさらなる負担をお願いすることは、現下の厳しい財政状況を踏まえたと困難であると考えております。

次に、調整交付金を減額しないよう国に求めることについてですが、このことについては、全国後期高齢者医療広域連合協議会が行う国に対する要望において、毎年、要望項目としております。今後も、この協議会を通じて要望を続けてまいります。

次に、財政安定化基金の活用を求めることについてですが、法律及び県条例の改正により、保険料率の増加を抑制するために基金を活用することは可能となっております。今後、保険料算定作業の状況により、次期財政運営期間での活用について、県と協議してまいります。

次に、一人当たりの給付日数の減少原因についてですが、当該給付日数は、医科外来、入院、歯科を含むものであり、日数の減少原因については、さまざまな要因があると考えられます。

次に、受診抑制についてですが、老人保健制度の実績との差は全国的な現象で、国においても、その原因は掴めていないと聞いておりますが、本制度への移行が、受診動向に影響を及ぼしたかどうかは定かでなく、国の医療施策の動向なども踏まえて検証していく必要があると考ええます。

次に、滞納者の所得状況の調査についてですが、広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体でございますが、保険料の徴収に関しては、法律上、市町村が対応すべき事務とされております。市町村では、個々の滞納者の所得状況や滞納の原因なども把握した上で、ケースごとに対応しておりますので、広域連合としては実態調査を実施する予定はございません。

次に、減免制度の広報内容についてですが、これまでも分かりやすい広報に努めてまいりましたが、被保険者の方々のご意見なども踏まえ、今後、広報印刷物などの改訂の機会を捉えて検討してまいります。

次に、減免制度の対象者拡大についてですが、一部負担金の減免は、災害のほか、失業等により著しく収入が減少したことなど、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に限り、行うものとされています。当広域連合では、そのような国の基準に基づき、要綱を設けたうえで適切に対応しております。

最後に、国に対する要望についてですが、老人保健制度は、高齢者の医療費に対する高齢者と現役世代の負担関係が不明確といった問題点があると考えております。

従いまして、老人保健制度に戻すよう国に要望する考えはございません。

以上です。

○議長（佐藤 祐文君）

次に、認定第2号について、井口真美議員から討論の通告がありましたので、発言を許します。

井口真美議員。

（井口議員 登壇）

○8番議員（井口 真美君）

私は、平成22年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対し、討論を行います。反対する理由は、県内の高齢者の生活を圧迫する高い保険料をそのままにし、十分な対策を打たなかったという問題です。

神奈川県の2010年度の保険料は、平均で全回で2番目に高い、85,724円でした。2010年度の所得階層別被保険者の状況は、「所得なし」という方が55.98%と半数を超え、200万円未満が全体の87.58%と、前年度の87%よりも更に低所得階層が増えています。そういう中で、保険料の軽減策で減免になった方は、均等割9割軽減の方で、被保険者のうちわずか19.5%、8.5割軽減が9.7%。所得割5割軽減が7%、被用者保険の被扶養者の均等割軽減が7%、均等割5割軽減が1.3%、2割軽減が5.3%に過ぎません。

その結果、保険料滞納者は14,086人に上ります。被保険者が圧倒的に低所得者が多い中で、保険料を滞納するというのは、明らかに払えないからではないのか、実態を調査してほしいという質問に対し、「徴収業務は市町村」「市町村で対応しているから広域連合として調査することはない」という答弁は、あまりにも高齢者の生活をみようとしないう冷たい態度といわざるを得ません。

高齢者は、この保険料を払い、病院に行けば更に窓口一部負担金を払い、介護保険料を払い、介護を受ければ1割の利用料を払わなければならない。年金は毎年目減りしていく。この実態に心を寄せ、少しでも保険料を下げる努力をするべきでした。

もとより、広域連合は、地方自治法にのっとった自治体であります。その役割は、地方自治法の本旨である住民の福祉の増進であることは言うまでもありません。自治体である限りは、主権者、この場合は75歳以上の高齢者の立場に立ってものを考えていく、そして頑張るということは当然ではないでしょうか。その姿勢が感じられないこの決算に、賛成をすることはできません。

今年度は、2012年度の保険料を決定する年です。厚労省の制度「改革会議」の最終とりまとめでは、2013年度から新制度に移行するとしていますが、混迷する政府や国会の状況では、移行期間が遅れることもあり得ます。次期保険料の算定も13年度分も含めたものにするとのことです。現行の広域連合にとっては大変なご苦勞を強いられることになると思います。いずれにせよ2010年度決算で明らかなように、前回のように100億円近い剰余金を期待することができません。このまま何の対策も打たなければ、次回改定後の保険料は、大変な値上げになります。財政状況を好転させ、保険料の値上げを抑えるには、受診抑制につながらないようにしながら、保険給付費を抑えることが必要であり、東京都の施策も紹介し、提案いたしました。

が、お考えではないようです。本当に、これから高齢者の命と暮らしはどうなるのか、心配でなりません。国の調整交付金の増額や財政安定基金の活用も含め、何としても保険料を上げないよう努力されることを強く求めるものです。

更に、新しい法律が成立すれば、ほとんどの高齢者を国保に加入させ、その中で年齢区分を行って、今の制度を温存させます。その先では国保は全年齢で広域化し、地域の医療給付費が地域の保険料に跳ねかえり、引き上げが困難になれば医療給付の抑制に向かわざるを得ないという、大変なルールが敷かれようとしています。国民皆保険制度を守り、すべての国民、高齢者が必要な医療に安心してかかる国にするために、その第1歩として現行制度を廃止し、老人保健制度に戻して、国民的議論を行うことが必要です。そのことを申し上げて、私の討論といたします。

○議長（佐藤 祐文君）

討論は以上ですので、これより、認定第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、日程第16、同意第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合 監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、9番 織田勝久議員の退席を求めます。

（織田議員 退席）

広域連合長に提案理由の説明を求めます。阿部広域連合長。

（阿部広域連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

同意第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合 監査委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

議場配布資料②の15ページをご覧ください。

これは、広域連合議員のうちから選任している、監査委員の任期満了に伴い、新たに織田勝久氏を監査委員に選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

織田氏の略歴は、16ページの履歴書のとおりでございまして、人格高潔で、豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。

選任について、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤 祐文君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これより採決いたします。お諮りいたします。

本件について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本件は、同意することに決定をいたしました。

退席中の織田勝久議員の入場を許可します。

（織田議員入場）

○議長（織田 勝久君）

ただいま選任同意いたしました、監査委員の織田勝久議員から、ごあいさつをお願いいたします。

（織田議員 登壇）

○8番議員（織田 勝久君）

ただ今、議員各位から監査委員にご選任をいただきました、織田勝久でございます。

地方自治、また、議会におきまして、監査の役割、その重要性は申し上げるまでもございせんが、改めて、その任務を自覚させていただきまして、公正・公平な監査活動に努めてまいりたいと思っております。

議員各位の引き続きのご支援、また、ご指導をいただきまして、御協力いただけますように、改めてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、一言、就任のあいさつとさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 祐文君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、議長あて、平成23年8月18日付けで、1件の陳情書が提出されました。

この際、本1件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本1件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、議場配布資料②の17ページをご覧ください。

日程第17、陳情第3号、「保険料及び窓口一部負担減免制度の拡充を求める陳情書」について議題といたします。

本１件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第１２９条に基づき、議会運営委員会に付託をいたします。この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

(午後 ３時２６分 休憩)

(午後 ３時５０分 開議)

○議長（佐藤 祐文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１７、「陳情第３号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

中村 議会運営委員長。

(中村委員長 登壇)

【委員長報告（陳情第３号）】

○議会運営委員長（中村 昌治君）

ただいま議題となりました「陳情第３号について」、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 祐文君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については、古谷靖彦議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

古谷靖彦議員。

(古谷議員 登壇)

○７番議員（古谷 靖彦君）

横浜市の古谷靖彦です。私は、陳情第３号に賛成し、討論を行います。

この陳情は、神奈川県社会保障推進協議会から提出され、経済困窮者の保険料滞納の救済を求め、保険料と窓口一部負担金の減免制度を改善することを求めるものです。

年間所得が２００万円未満の人が８８％を超え、わずかでも法定減免を受けられる方は、半数しかないにもかかわらず、２０１０年度に保険料の減免を受けられた方は、８０万人の被保険者の中で、わずか１１２人です。窓口一部負担金に至っては、たった１人という事態であります。

この結果として、１万４千人を超える滞納者が生まれているのではないのでしょうか。

こうした実情から、陳情の主旨は、経済的困窮による保険料滞納者への減免制度の周知徹底を行い、救済を図ること。減免基準対象者に、生活保護基準の一定額以下の所得基準を追加し、救済措置を改善すること。窓口負担の減免制度を拡充することを求めているものであります。

県内の高齢者の実態に心を寄せるなら、広域連合として、これらの制度の改善を行うことは当然であり、陳情の採択を求め陳情を終わります。

○議長（佐藤 祐文君）

討論の通告は以上ですので、これより本件について採決いたします。

本件については、議会運営委員会では、不採択であります、委員会報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。

よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（佐藤 祐文君）

次に、「閉会中継続審査」について、議題といたします。

議場配付資料③5ページをご覧ください。

議会運営委員会 中村委員長から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

よって本件は、閉会中継続審査とすることに決定をいたします。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（佐藤 祐文君）

この際、お諮りをいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたします。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は、全部終了いたしました。

【閉会あいさつ】

○議長（佐藤 祐文君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可いたします。

阿部広域連合長。

（阿部連合長 登壇）

○広域連合長（阿部 孝夫君）

本日、定例会におきましてご提案を申し上げました議案等につきまして、ご審議を賜り、いずれもご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後一層のご指導、また、ご鞭撻をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 祐文君）

これをもちまして、平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。どうもご苦労様でございました。

午後3時55分閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長 岡 本 勇

議長 佐 藤 祐 文

議員 後 藤 晶 一

同 伊 関 功 滋